六十二　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十三　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十四　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十五　塩害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十六　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市区町村」と読み替えるものとする。

六十七　チャレンジ・ふるさとワークに要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$(A+B+C) \times 0.5$

算式の符号

A　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は15,000,000円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に5,000円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額

B　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は10,000,000円のいずれか少ない額

六十三　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十四　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十五　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十六　塩害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十七　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市区町村」と読み替えるものとする。

六十八　チャレンジ・ふるさとワークに要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$(A+B) \times 0.5$

算式の符号

A　お試しサテライトオフィスモデル事業により策定した誘致戦略に基づく取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は20,000,000円のいずれか少ない額

B　“地域の人事部”戦略策定事業により策定した地域人材の育成・活用戦略に基づく取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は10,000,000円のいずれか少ない額